(設置)

第 条 玉 が 都 に 交 付 す る 地 域 環 境 保 全 対 策 費 補 助 金 13 ょ ŋ 海 岸 漂 着 物 等 K 係 る 地

域

に お け る 対 策 等 0) 推 進 を 図 る た 8 地 方 自 治 法 昭 和 + 年 法 律 第 六 + 七 号 第

百 兀 十 条 第 項 0) 規 定 に 基 づ き、 東 京 都 海 岸 漂 着 物 地 域 対 策 推 進 基 金 以 下 基 金

という。)を設置する。

(積立額)

第 条 基 金 と L 7 積 み 立 7 る 額 は 予 算 で 定 め る。

(管理)

第 \equiv 条 基 金 に 属 す る 現 金 は、 金 融 機 関 ^ 0) 預 金 そ 0) 他 確 実 か 9 有 利 な 方 法 に

ょ

ŋ

保

管

しなければならない。

2 基 金 K 属 す る 現 金 は 必 要 K 応 じ、 確 実 か 9 有 利 な 有 価 証 券 に 換 ż る ح と が で き る

(運用益金の処理)

第 兀 条 基 金 0) 運 用 か 5 生 ず る 収 益 は 東 京 都 __ 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 K 計 上 L て、 基 金

に繰り入れるものとする。

(処分)

第 五. 条 基 金 は 第 条 0) 目 的 を 達 成 する た め、 そ 0) 全 部 又 は 部 を 処 分すること が で

きる。

(繰替運用)

第 六 条 知 事 は 財 政 上 必 要 が あ る لح 認 8 る لح き は 確 実 な 繰 戻 し 0) 方 法 期 間 及 び 利

率 を 定 め 7 ` 基 金 に 属 す る 現 金 を 歳 計 現 金 に 繰 ŋ 替 ż 7 運 用 す るこ と が で き る

委任)

第 七 条 ح 0) 条 例 0) 施 行 に 0 (V 7 必 要 な 事 項 は 知 事 が 定 め る。

附則

施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

1

(失効等)

2 ح 0) 条 例 は 平 成 + 七 年 \equiv 月 \equiv + __ 日 限 り、、 そ 0 効 力 を 失 う。 ح 0) 場 合 に お W て、

基 金 13 残 額 が あ る と き は 当 該 基 金 0) 残 額 を 東 京 都 __ 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 に 計 上 し て、

国庫に納付するものとする。